

大 個 審 第 4 4 号  
( 答 申 第 1 6 4 号 )  
平成 2 0 年 3 月 2 1 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会  
会 長 錦 織 成 史

個人情報の取扱いに関する意見について ( 答 申 )

平成 2 0 年 3 月 1 9 日 付 健 第 4 6 0 2 号 で 諮 問 の あ り ま し た 「 石 綿 健 康 被 害 救 済 制 度 に よ る 特 別 遺 族 弔 慰 金 等 制 度 の 周 知 事 業 」 に 係 る 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 ( 以 下 「 条 例 」 と い う 。 ) 第 7 条 第 3 項 第 7 号 に 規 定 す る 個 人 情 報 の 本 人 収 集 の 原 則 に 対 す る 例 外 事 項 、 同 条 第 5 項 に 規 定 す る セ ン シ テ ィ ブ 情 報 の 収 集 禁 止 の 原 則 に 対 す る 例 外 事 項 及 び 条 例 第 8 条 1 項 第 9 号 に 規 定 す る 個 人 情 報 の 目 的 外 利 用 及 び 提 供 の 禁 止 の 原 則 に 対 す る 例 外 事 項 に つ い て は 、 審 議 の 結 果 、 下 記 事 項 に 留 意 し て 、 個 人 情 報 の 保 護 に 万 全 の 措 置 を 講 じ る こ と を 前 提 に 、 本 件 収 集 及 び 利 用 ・ 提 供 に 関 し て 例 外 事 項 に 該 当 す る も の と し て 取 り 扱 っ て 差 し 支 え な い も の と 認 め ま し た の で 、 答 申 し ま す 。

記

- 1 本件周知事業のために用いる個人情報について、管理責任者を定め、個人情報の漏えいの防止等個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- 2 本件周知事業のために個人情報の収集等に関与する職員は、地方公務員法により守秘義務を課せられている職員のうち、所管の所属長があらかじめ定めた者に限定し、必要最小限の人数とすること。
- 3 本件周知事業のために利用する個人情報が記載された文書等の管理には万全を期すとともに、事業終了後、速やかに、かつ、確実に廃棄すること。
- 4 本件周知事業において収集した個人情報の利用・提供は、本件諮問の内容の範囲内に限定すること。
- 5 本件周知事業において、収集する具体的な個人情報の種類及び収集した個人情報の利用・提供の具体的な手順について、速やかに本審議会への報告を行うこと。